

浜松市景観審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市景観審議会条例（平成14年浜松市条例第33号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、浜松市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、土地政策課に置く。

(委員の構成)

第3条 条例第3条第2項各号に定める委員は、次の各事項に該当する者を1名ずつ選出するものとする。

- (1) まちづくり又は都市計画に関する専門的な知識を有する者
- (2) 屋外広告物に関する専門的な知識を有する者
- (3) 風致及び緑化に関する専門的な知識を有する者
- (4) 環境に関する専門的な知識を有する者
- (5) 建築に関する専門的な知識を有する者
- (6) 色彩に関する専門的な知識を有する者
- (7) 経済に関する専門的な知識を有する者
- (8) 弁護士
- (9) 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長の職にある者若しくはその職務を代理する者
- (10) 浜松市警察部庶務課長の職にある者若しくはその職務を代理する者

(委員の代理)

第4条 前条第9号及び第10号に掲げる者のうちから任命された委員が出席できない場合は、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(諮問事項)

第5条 諮問事項については事前に委員に通知し、必要に応じて当該事項に関する資料を送付するものとする。

2 条例第2条第1項及び第2項に規定する諮問は、諮問書（第1号様式）により行うものとする。

(会議の運営)

第 6 条 会議の運営は、次条に規定するものを除き浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行)により行う。

2 傍聴の受付は、先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了する。

(会議録)

第 7 条 審議会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行)により行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

浜 第 号
年 月 日

浜松市景観審議会
会長 様

浜松市長

諮 問 書

浜松市景観審議会条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記
事項を審議会に諮問します。

記

諮問事項